

木造アパートや軽量鉄骨アパートの安全性向上のため、江戸川区が国に対して特区申請することを求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 53 号

受理年月日 平成 28 年 6 月 7 日

付託年月日 平成 28 年 6 月 14 日

陳情者
.

陳情原文 重層長屋には、消火器の設置義務がありません。そして、木造アパートの場合、延べ床面積の合計が 500 平米以下ならば、仕様規定で計算されてしまい、構造計算をしないことも可能になってしまうことがあります。

しかし、2 階建て木造アパートを自主的に構造計算する業者が徐々に増えてきたため、多数の人が生活する 2 階建て木造アパートは、構造計算されるほうが良いと思ひ、下記のとおり陳情します。

記

1 日本国は、国土交通省を中心にして、構造計算が一定規模以下の床面積ならば免除されてしまうような四号特例を撤廃する検討をしたが実現していません。よって、木造 2 階建てアパートの新規建設において、江戸川区が独自に、全て構造計算を求める特区申請をしてください。

2 普通のアパートは、延べ床面積が 150 平米から消火器の設置が義務づけられています。2 階建て重層長屋に消火器の設置を義務づける条例改正または消防法における設置基準の穴となっている延べ床面積が 150 平米を超える重層長屋について、江戸川区独自に消火器の設置を求める特区申請をしてください。

重層長屋には、木造もあれば、軽量鉄骨のものもあります。2015 年 9 月に大阪市旭区で、木造 2 階建ての長屋（床面積 120 平米）が焼け、そのうち 1 軒の 2 階部分で女性が 1 人亡くなりました。2016 年 6 月 2 日夜には、大阪市平野区の木造 2 階建ての長屋で、320 平米が焼け、住人の女性が 1 人亡くなりました。

以上のように、最近では、長屋火災でも人命が失われる火災が起きていることを江戸川区は理解してください。